

平成22年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会

日 時：平成22年10月28日(木)
13:30～15:12

場 所：特別会議室A

副島副本部長 定刻となりましたので、ただいまより、平成 22 年度第 1 回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催したいと思います。

なお、本日、池田委員につきましては、所用があつてご欠席という連絡を受けております。佐藤委員につきましては、少しだけ遅れるという連絡を受けているところでございます。

また、本日、交通政策部長の小野が出席する予定でございますが、所用がございまして若干遅れるということでございますのでご容赦願いたいと思います。

では、会に先立ちまして県土づくり本部長でございます牟田がご挨拶させていただきます。

牟田本部長 委員会に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様方には、毎回のことながら、大変お忙しい中、佐賀県公共事業評価監視委員会ということでいろいろご議論いただきまして、まことにありがとうございます。

きょうは、22 年度新規の評価の結果の概要と、これまで委員会の中でいろいろ先生方からご意見をいただいておりますことも含めまして評価マニュアルを一部見直しをさせていただきたいということ。それから、これまでマニュアルをつくっていなかった新しい事業が出てきましたので、その評価マニュアルをご審議いただきたいということで議題を予定しております。

もともと、この公共事業の評価委員会というのは、県が行っております公共事業を県民にわかりやすく、しかも、採択、予算化の過程を透明性を持ってということで始めた制度でございますが、こういう方法でやたらうまく説明できるといったものがまだ確立をされておらずで試行錯誤で委員の皆さん方の意見を聞きながら少しずつ改良は加えておるつもりでございますが、まだまだ不十分な点もあろうかというふうに思っております。

今後、公共事業の予算は、なお一層厳しくなるというふうに予想いたしておりますが、そういう中で、ますますこういう事業の取り組みについては厳選せざるを得ないというようなことを考えております。

そうした意味では、公共事業の評価というのが今後ますます重要になってくるんだろうと思っておりますので、どうぞ今後ともご意見を賜りますようお願い申し上げまして、御礼の言葉にさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございます。

副島副本部長 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

議事につきましては、委員長に進めていただくようお願いしております。荒牧委員長、よろしくお願いいたします。

荒牧委員長 それでは、早速ですけれども、1 番目の議事から進めてまいります。

きょうは、全体としては新規事業評価ということになるかと思えます。

まず、公共事業新規箇所評価の取り組み状況について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

企画・経営グループ（日浦） 企画・経営グループの日浦といいます。よろしくお願
いします。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料 - 1 が議事次第、資料 - 2 が委員名簿、資料 - 3 が新規評価実施箇所数一覧表、資料
3 - 1 が整備系の総括表、資料 3 - 2 が維持系の総括表、資料 - 4 が新規評価マニュアルの追
加について、資料 - 5 が佐賀県公共事業新規評価の見直しについて、資料 5 - 2 が佐賀県公
共事業新規評価実施要綱（案）でございます。資料については、よろしゅうございますか。

それでは、1 番の取り組み状況について説明いたします。

資料 - 3 をお願いします。

昨年 9 月 3 日に当委員会を開催いたしまして 1 次評価マニュアルでの評価ということ
を提案させていただきました。いわゆる位置づけ、必要性、実施環境の 3 点について「
」か「×」で評価する方法です。これを承認していただきまして、今回は 1 次評価、2 次評価
という手法で実施をいたしております。

それでは、昨年度、新規箇所評価を実施しましたので、評価結果を報告いたします。

資料 - 3 のページをめくってください。この資料は整備系の実施箇所一覧表でございます。
それを各課ごと、事業ごとに整理しております。

まず、検討箇所数というところが 1 次評価を行った箇所でありまして、下から 2 行目
を見ていただきますと合計で 125 地区でございます。現地機関評価箇所数、事業担当課評価箇
所数、本部評価箇所数という 3 段階を経まして、残りが 2 次評価ということですが、43 力
所に絞り込んだところでの評価をしております。それから、22 年度の予算化を行ったところ
が 39 力所という結果になっておりまして、4 力所、予算化を見送ったという状況でござ
います。

先ほど言いました 1 次評価ですが、125 力所行いまして、2 次評価が 43 力所になって
おりますので、いわゆる 82 力所が合意形成が不十分であったり、現地調査がまだできていな
かったりといった理由で 2 次評価に至らなかったものでございます。

ページをめくってください。これが維持系の実施箇所一覧でございます。道路と港湾の
補修等の工事でありまして、予算の範囲内で事業を実施しておりまして、事業箇所を現地
機関が決定するという仕組みになっております。現地機関で評価した箇所数が 42 力所です。
42 力所ともすべて予算化したという結果になっております。

資料の 3 - 1 をお願いいたします。先ほど、一覧表で説明いたしましたものの実施箇所別
に整理したものです。

1 番目、まちづくり推進課でございます。

1 次評価の調書でございます。箇所数は 4 力所。2 次評価に進んだものが 1 力所、1 番で
ございます。2 番から 4 番については、2 次評価を見送ったという結果になっております。
実施環境が「×」という評価になっておりまして、2 次評価に至らなかった理由としては、
合意形成が不十分であったり、事前調査等を実施し事業化に向けて地元の合意形成を図る

ために次年度以降に再検討というふうな理由でございます。

次のページをお願いします。前ページの1番のところでございますが、2次評価に進みました1地区について2次評価をいたしまして予算化を行ったところでございます。

ページをめくっていただきまして、2、農山漁村課です。

まず、1次評価でございます。全体、11カ所、ため池の事業が9カ所、防災ダム事業が1カ所、中山間地域総合整備事業が1カ所でございます。この11カ所について1次評価をしたところ、ため池等整備事業の3カ所、1、2、3については2次評価を実施しております。4番から11番の事業については、2次評価を見送っております。2次評価に至らなかった理由といたしましては、「23年度以降の実施に向けて検討しており、実施体制が整っていないため」ということで、実施環境のところに「×」がついております。

ページをめくってください。その結果、ため池の3カ所につきまして、予算化等状況というところに「H22当初」という表記をしております、3カ所とも予算化したということでございます。

3、農地整備課です。

1次評価について説明いたします。11地区ございまして、経営体育成事業7カ所、かんがい排水事業3カ所、一般農道整備事業1カ所の計11カ所です。

1番の経営体育成事業、吉野ヶ里南部地区については2次評価を実施しており、残り10地区については、2次評価に至っておりません。その理由といたしましては、23年度以降の実施に向けて推進しており、実施計画を策定中であったり、実施環境が整っていないということで「×」がついております。

ページをめくってください。2次評価の結果でございますが、「AAA」という評価で、予算化等状況については当初につけております。

4、河川砂防課です。

1次評価の結果でございます。砂防事業が8カ所、急傾斜地崩壊対策事業が1カ所、河川事業が4カ所の計13カ所です。ここににつきましては、砂防事業については、3カ所が2次評価に進んでおりまして、5カ所は2次評価に進んでおりません。その理由といたしましては、砂防事業につきましては、用地調査が不十分ということで「×」がついております。それから、急傾斜については、1カ所が2次評価に進んでおりまして、河川事業の4カ所については、4カ所中3カ所が2次評価に進んでいるということです。進まなかった地区については、詳細な設計が、計画が未策定であったというふうな理由でございます。

ページをめくってください。2次評価ですが、先ほど言いました2次評価に進んだものについては、すべて7地区、当初で予算化しております。

5、森林整備課です。

全体で41地区です。山を守る治山事業が38カ所ございます。林道が3カ所ございます。この41カ所を1次評価した結果、最終的には治山事業につきましては、38カ所中22カ所が2次評価に進んでおりまして、林道事業については、3カ所中2カ所が2次評価に進んで

おります。2次評価に至らなかった地区につきましては、用地の調査が不十分であるとか、地元の合意形成状況の把握が不十分であるとか、そういう理由が記されております。

5ページですが、予算化等の状況については、1番から24番の24カ所、すべて予算化したということになっております。

6、道路課でございます。

1次評価でございます。45地区でございます。2次評価に進んだのは、45地区中7地区でございます。38カ所が見送りということになっておりまして、2次評価に至らなかった理由につきましては、特に用地の確保とか、各種調査が不十分であり地元調整が未了であったりとか、4番に記載されておりますが、環境影響評価及び都市計画手続中といったような状況で見送られております。

予算化の状況につきましては、7地区が2次評価に進んでおりまして、1番から4番につきましては、予算化見送りとなっております。備考欄に書いておりますが、道路予算の動向を踏まえ、次年度以降実施検討ということです。5番から7番の3地区については、当初予算で措置しております。

整備系は以上でございます。

それでは、資料3-2、維持系でございます。

1、道路課です。

まず、道路防災対策事業です。これが30カ所ございます。次のページに地域活力基盤創造交付金事業（橋梁補修）が1カ所ございます。3ページですが、道路橋りょう保全（橋梁保全）事業が4カ所ございます。道路の合計で35カ所の評価を行いました。次のページにありますように、35カ所、すべて予算化をしております。

ページをめくっていただきまして、港湾課でございます。

港湾課につきましては、港湾整備事業ということで7カ所の評価を行っております。評価については、すべて「AAA」ということになっておりまして、7カ所すべて予算化したということでございます。

以上が昨年度当初に実施しました新規箇所の評価結果でございます。

以上です。

荒牧委員長　　どうもありがとうございました。

確認ですが、道路課の維持系のもは、これが基本的には台帳ですよね。これがすべてのものについているはずですね。新規事業評価は、これがついていますか。維持系以外の整備系もこういうものがもともとあって、そして、「AAA」というような最終的な評価があるんですね。

だから、確認は、公開資料というのは、どのレベルまで出されるかということを確認したいと思います。ホームページですべて公開しますよということですが、一番最初に「×」式のものがあって、そして、これが本番というか、実際に担当者の方々が、これが妥当であるかというABCをつけるという仕組みですね。これは、この部分も含めてデータ

は公開されていますか。

副島副本部長 1次評価の分の「 × 」と、今説明いたしました2次評価に至らなかった理由について、このような格好で公開しております、2次評価については、きょう説明いたしました。

荒牧委員長 整備系とあるのは、最終的に評価と判断と予算化状況と総事業費とあって、各項目別のものは、これはマニュアルに従って担当者の方が点数をつけていって最終的に「 A A A 」とか「 A B A 」とかとつけた元ネタですよ。これはどうされていますか。これは公開していますか。

副島副本部長 一覧表として公開はしております。

荒牧委員長 それは整備系も維持系も。

副島副本部長 整備系については、一覧表ということじゃなくて、1件案件として評価表をつけて。

荒牧委員長 こういうふうに1つずつ読めるわけですね。例えば、この1つがどういうこと、例えば何点であるとか、これは一覧表になっていますが、1件ごとのものを見ることが出来ますか。

副島副本部長 整備系は見れます。

長委員 整備系の一番最後ですが、7件のうち3件、実際に予算化したということで、残り4件については予算の枠の関係だと了解したんですが、判断のところは次年度送りになったうち「 」というのがありますが、どういうことで「 」の4つのうち1つが外れたのか、その辺のご説明をお願いいたします。「 」が外れたというのはわかるんですけど。

荒牧委員長 「 」と判断されたのが4つあって、そのうち1つ落ちたところは何だろうかと。どうでしょうか。

副島副本部長 すみません。調べて報告いたします。

荒牧委員長 そうしてください。お願いいたします。

ほかにご質問がありましたらお願いいたします。

古賀委員 私の理解の仕方が悪いのかもしれませんが、2次評価に至らなかった理由の中に、例えば、地元の合意形成状況の把握が不十分であるとか、あるいは地元調整が未了のためだとか、幾つか同じような理由で、しかし、言葉が違いますね。違うのはどういうことでしょうか。さっき説明されたのは、例えば道路課のところで「地元調整が未了のため」というのと、「用地確保ができていない」というのがありましたけれども、それは全部そういうことなんでしょうか。

荒牧委員長 地元調整の一番大きいのはなんですか。

副島副本部長 用地買収ですが、権利関係で、要するに、ここに道路を通しますといたったときに、その権利関係者が、うちは道路は要らないんだというようなお話をされることと、もう一つは、読み取りにくいんですけど、バイパスが通るのは地域として反対すると、地権者ではないけれども、地域として反対される場合と、両方が地元の調整未了とい

う形で上がっておりまして、どちらか読みづらいというのがあります。

牟田本部長 基本的には似たようなものですが、事業の種類によって、例えば一般の道路とか河川というのは、県が管理して県が事業を行うということで、どちらかという地元をお願いをする。本来、事業主体がきちんと調整をする役割を担っている事業と、農林事業みたいなものは、どちらかという地元が合意形成できたら、その事業を実施しますよと。土地改良とか林野の事業みたいなものは地元合意が未了だというのは、地元できちんと話し合いをしてくださいよというような、結果的に同じですけども、事業の種類と異なりますか、そういうものによって表現が、地元の合意形成ができていないというのは、合意形成ができてから事業化を検討しますよというような仕組みのものは、そういう表現になっております。道路事業は、地元合意というのは相手に求めるんじゃなくて、初めから県が直接調整に入らなければいけないという枠組みになっておりますので、そういう表現になっております。

副島副本部長 もう一つつけ加えさせていただくと、今回、1次評価に上げているのは、県民の方から、どんな形にしる、整備してくださいという要望が上がったものを拾い出して、その中から選択しています。例えば、区長さんという立場なのか、どういう立場なのかわかりませんが、1人の方が要望に見えた。それが評価の対象になるわけですね。ただし、地元に入ってみると、それはみんなの意見ではなくて個人の意見であったという場合もございますので、とにかくいろんな団体から要望があった、個人から要望があったというのをすべて1次評価に上げさせていただいているということで、こういうふうなものがたくさん出てきているということでございます。

古賀委員 2次評価でオーケーということになったのは、そういうのが全部済んだということですね。計画から実施体制というか、そして、皆さんが合意したと、それが2次で「 」になった。それ以外で、言葉が幾つかあるものですから、どういうふうに理解したらいいのかなと思って質問しました。

牟田本部長 土地改良事業みたいなもので1次評価の数が少ないのは、基本的に地元は同意調書というものをつけて申請してこられます。道路みたいなものは個人負担もないし、地域の合意形成というのは法的に担保されていないわけです。ただ、実際に仕事を始めてみるといろんな反対の方がおられて仕事が進まないということがあるので、大方、この事業を地元におろしたときに、100%ということはないかもわからないけれども、皆さん、事業に理解をさせていただくだろうという判断ができる段階にまでなっているかどうかというのは、道路事業みたいな、いわゆる一般公共土木事業については、そういう見方をしております。いわゆる申請事業みたいなものは、法的にきちんと印鑑が取れているかというふうなことを一つの目安にしております。

荒牧委員長 ほかにどうぞ。

佐藤委員 3ページの河川砂防課のところでは7番は判断が「 」になっておりますが、これはほかのところは「 」しか予算化がされてないんですけど、特別な事業なのかという

こと。

あと、私は全然知らないんですけど、経営体育成事業というのは、そもそもどういうことをされるんでしょうか。

副島副本部長 整備系の河川砂防課の3ページの7番が、河川の西郷川が判断が「 」になっている...

佐藤委員 「 」だけじゃなくて「 」も大丈夫なんですか。

副島副本部長 「 」と「 」の違いはございまして、「 」の場合は優先的に事業を実施いたしますということでございます。それから、「 」につきましては、優先的ではないですが、事業を実施しますという判断です。「 」については、多分ないかと思うんですが、新規事業は着手しないという判断基準でございます。

この「 」、 「 」、 「 」の違いといいますのは、3項目でございます。位置付け、必要性・効果、実施環境の3つがございまして、この3つのうち2つ以上「A」があるもの、「AAB」もしくは「AAA」という評価項目になっているものが「 」、それから、「A」が1個もしくはゼロで「C」がないもの、いわゆる「ABB」、「BBB」になっているものが事業を実施いたしますということでの評価、判断基準ということで、これは「A」と「B」をつけていった瞬間にどちらかに自動的に分類されていくということになっております。

牟田本部長 経営体育成基盤整備事業という、これは新しい事業のようですが、中身は総合整備事業でございます。土地改良事業の中には用排水事業、農道の事業、側溝とか暗渠排水とか、法で定められた工種はそういう工種が定められておりますが、それを必要な分だけ総合的に行う事業、圃場整備事業でも一般的にはかん排と農道と区画整理をあわせて行う事業と、法的にはそういう位置づけをされております。そういう単品の事業じゃなくて、そういうものを一体的に行う事業を従来は圃場整備事業と呼んだり、土地改良総合整備事業と呼んでいたんですけども、農政の経営体を育成していくという趣旨に沿った形で名前だけ経営体育成基盤整備事業と、中身は圃場整備であったり土地改良総合整備事業です。

荒牧委員長 ほかにございますか。

私から、1つだけ教えてください。資料-3の総括表に書かれていることですが、今までよりは森林整備、治山事業に重点化したというふうに解釈をしていいんですか。極めてこの場所に、治山事業に県は意図的に、我々は集中しましたよということを主張されているというふうに解釈していいですか。

今までは、土木というのは、道路を削って、例えば現地機関評価まで持ち込んだ4個を外して、実際に着手したのは4個マイナスですよね。道路を外してあるんですけど、森林のところは数がまず第1に非常にたくさんそこに集中されているということと、それから外してもいい。すなわち道路は外したけど、森林整備のほうは外さなかった。これは本部長のレベルかもしれませんが、これはある意思を働かせられたと解釈していいですか。

牟田本部長 確かに、今、佐賀県では山林の保全と、これは治山だけじゃなくて、育林も含めて佐賀の山をきちんと手入れをして将来引き継いでいこうということについては、かなりお金も、新たに森林環境税という特別の原資をつくって力を入れております。数が、治山事業というのは1期が1地区なんですよ。だから、どうしても数が見え方として大きくなります。道路事業みたいなものは500メートルを1地区で総事業費10億円だといったものを1地区で評価しますが、治山事業は1カ所が1地区なものですから、3,000万円の事業が何カ所もあるといったような評価の仕方をするので、どうしても数としては、毎年のことですが、道路事業から見ると数がふえてくる。

荒牧委員長 僕みたいな解釈をする人がいるかもしれないから、ある意味、これにプラスアルファ、予算規模を右側につけられているじゃないですか。足し算をすれば、電卓をたたけば済む話だけれども、結局、今、本部長が言われたみたいな分野別の予算配分表のグラフを1つつけておくと、今説明されたようなことが大体わかる。箇所づけではなくて予算でバランスをとっている。

だけど、それにしても、1億円から10億円の範囲のものが4カ所あったりするから、そう半端な額じゃないですね。僕は、森林整備を本部長が言われたみたいに重点化するよということを主張されるのは、それはそれで構わないし、一つの意味だと思いますから、そういうことであることは構わないので、ここで道路がマイナス4、森林は削除なしというのがどういう意図であるかというのがわかるようなグラフを1枚つけておいていただけるとわかるんじゃないかなという気がしました。

だから、要請される個数と、それから採択されていくものとの数が出てきた。それから、最終的に予算をつけたところの数が、どこがつけて、どこがつけなかったというふうにオープンになるということは、ある意思を感じるから、それはそれでいいと僕は思うんだけど、それがわかるような説明文書をつけてあげると、意思を持たれることは構わないから、県土づくり本部としてどういう意思でもってやったかという説明文書をここに付けられると親切かなという気がしました。こういうふうに一覧表だけで出すのはデータベースとして必要だというふうにこの作業をやっているわけだけれども、それを解釈というか、これをどういうふうに読んでほしいか、あるいは意図したかということも短い文章でいいからグラフと一緒に出すということをやると、皆さんたちが、これはどう考えても森林整備に結構気合を入れてやっているよと見えるんだけど。

牟田本部長 見えなくもないけれども、先ほど私が説明したように、道路事業みたいなものは地元負担もない、自分たちで汗をかく部分はほとんどありません。ひょっとしたら自分の土地がかかったり家がかかったりして、ひょっとしたら得するかもわからないというような環境下で、要は、道路事業みたいなものをしてくれという要望は数多く上がってきます。しかし、農林事業みたいなものは、してくれと言った途端、あなたたちで地元調整はちゃんとしてください、できていますかと...

荒牧委員長 治山事業もそのレベルに入りますか。

牟田本部長 はい。土地改良事業みたいに法に基づいて印鑑までは求めませんが、やっぱりその地域で治山ダムをつくることについて合意形成できていますかと。というのは、用地を買わないんですね。そういう違いが、もともとの要望のところに出てきていると。だから、そんなに道路予算を削って森林整備をやっているかと言われると、そこはちょっと違うんですけども。

荒牧委員長 そういう点で言うと、県民の皆さんに知らせるときに、今説明されたようなことを概略でいいから、この成り立ちみたいなもの、見方というものを付けておくといいかもしれませんね。そうすると表だけではない親切なものになるかもしれないので。

齋藤委員 治山事業の林道というのは地権者がいるのではないですか。その人、個人のものでも県が財源を投入するんですか、要望があれば。

牟田本部長 公共性があればですね。

齋藤委員 保安林じゃなくて。

牟田本部長 もちろん、治山事業をやるには保安林じゃないとだめです。堰堤の下も買わないんです。林道も土地は基本的に買わない。

齋藤委員 個人の山があるじゃないですか。

牟田本部長 個人の山も買わない。

齋藤委員 整備というのは伐採したりしていくわけでしょう。

牟田本部長 材木のうちはします。土地は買わない。

齋藤委員 土地は買わなくて、例えば、自分の山がこんなになっているから何とかしてくださいという要望を受けるんですか。

牟田本部長 林道は、基本的には産業の支援ということで事業の成り立ちが、もともとあなたの山を手入れするのに林道が必要だったら土地ぐらいは提供しなさいよという世界から出発しているんですよ。今、山林以外の田畑は買っているんですけども、山林は依然として買っておりません。立木だけ補償しています。

荒牧委員長 今、齋藤さんが言われたのは、個人所有の山に、その例えば伐採であるとかなんとかというものを入れるときにお金をつぎ込みますかということですね。

齋藤委員 そうです。

荒牧委員長 つぎ込むんですよ。それを公共だとみなすかどうか、公の仕事とみなすかどうか。

牟田本部長 そこは、その山が果たしている防災機能だとか、地下水の保全、涵養機能だとか、緑の提供という公益性に照らして公費を投入するというところでやっております。もちろん、伐採して木を売る事業はやってないですよ。間伐とか枝打ちとか、それから治山でいう山止めとか。

荒牧委員長 これは普通の農林事業と同じように個人負担がついてますか。

牟田本部長 ありません。

齋藤委員 そしたらどんどんきれいにしてもらった方がいいですね。

荒牧委員長 それが公共的であると判断するかどうか。

牟田本部長 保安林の指定が前提になりますから、保安林に指定されると簡単に開発ができない。だから、山を将来とも維持していただくという前提でしか公費は投入しません。

荒牧委員長 ほかにありませんか。

副島副本部長 遅くなりましたが、先ほどの道路事業の分で2次評価に送り込んだ7事業のうち3事業しか予算化していないというご質問でしたが、詳細に検証しますと、事業の優先順位は7つともそれなりにあったということですが、選択されなかった4事業につきましては、一つは事業期間が長かったこと、もう一つは事業期間が長いということは事業費が大きかったことで予算化するに当たって、そこまで予算をかけきれなかったということで、事業期間の長いもの、事業費の大きいものということで今回4カ所を選定から落とさせていただいたということでございます。

長委員 言われたように、1番と7番の比較で言うとそうですね。だけど、事業期間の長さだけで言うと4番は短いわけで。ただ、ランクでは判断が「 」が4つあるうちの3つ、「 」が落ちたというのはそれなりにわかるんですけど、一番上の「 」が落ちたというのは、やっぱり事業期間が長い、規模が大きいということですね。

そうすると、全体の予算枠というのがある程度天井があって、これまで入れきらなかったと理解していいですか。

副島副本部長 ということと、下3つはいわゆる交通安全事業、上2つが改築事業、その次の2つが局改事業ということで、事業の種類が少し異なります。そういう意味で土木全体に枠があるのと、もう一つ小さい枠みたいなものが少しあるということでご理解いただければと思います。そういうことで事業規模とか事業別で今回、選定から漏れたということでございます。

荒牧委員長 なかなかいい説明でした。実は、子供の通学路から先にやれとか、そのぐらゐの意思を持ってもいいだろうという気はありますよ。スクールゾーンに近いところから優先させるとか、そんなことはどこかで述べておいてもいいかなという感じがします。それは点数の中に入れてあるんだけど、それでも同点のときにはそっちにつけちゃおうよというのは悪くはない。だから、メモを一つ入れておくと県民の皆さんによくわかるかなという感じがします。

ぜひ工夫をしてみてください。一覧表だけでなく、先ほど言われたみたいなわかりやすさを追求するのであれば、表の読み方として、あるいはグラフをつけるという形で少し工夫してみると、もうちょっとわかりやすくなるかなという感じがしました。

よろしければ次に移りたいと思います。

2番目の議題として、先ほど本部長の挨拶にもありましたように、新規評価マニュアルの追加を依頼されておりますので、農地整備課から説明をお願いいたします。

説明者（農地整備課） 農地整備課です。新規評価マニュアルの追加についてご説明をさせていただきます。

資料 - 4 の 1 ページです。新規評価マニュアルの追加ということで、今回追加をお願いしておりますが、対象事業が土地改良事業で維持系のマニュアルでございます。この事業についてパワーポイントで説明をさせていただきます。

「土地改良事業〔維持管理（水利施設）の追加〕ということでございますが、これまで土地改良事業で造成されました既存の農業水利施設の長寿命化を図るということで、基幹水利施設ストックマネジメント事業により 23 年度から機能保全対策工事を実施していこうということで、今回追加をお願いいたしております。

この対象施設につきましては、基幹的な農業水利施設ということで、例えば、ダムであるとか、ダムの水を受けます頭首工、水を配ります揚水機場、用排水路、排水機場、こういうものを対象として事業を実施しようとするものでございます。

その中で「ストックマネジメントとは？」ということでございますが、これまでの施設につきましては、施設を造成しまして日常管理しながら使用していくということで、機能的にも能力的にも落ちてくるという状況になりますが、これまでの管理の仕方というのは壊れてから直すというような事後保全的な対応をやってきておりました。これからにつきましては施設の機能診断に基づく予防的な機能保全対策を通じまして、既存施設の有効活用、長寿命化、それからライフサイクルコストの低減を行うといった取り組みの中で管理をしていくという考え方になっております。

ストックマネジメントの流れにつきましては、造成しました施設については、日常管理ということで 1 年に 1 回、定期点検等やって管理していくわけですが、期間がたちまして能力がだんだん低下してきますと、この段階で機能診断の調査であるとか、機能診断の評価、それに基づきまして機能保全計画を行いまして、この中で対策工事が必要ということであれば機能保全対策工事を実施していくということになります。この実施の際に、今回、マニュアルの審議をお願いしております策定をいたしまして、ここで事業の熟度等を判定しながら事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

機能保全対策工事の具体例ということでポンプの例を挙げております。ポンプにつきましては、ここにインペラ、羽根車がありまして、これで水を動かして圧力を加えたりして水を送りますが、これを管理していく中では、その重要な羽根車の塗膜の剥離というのが発生しまして、それが劣化の進行ということで亀裂が発生したり、その後、変形の進行によってインペラが破損するということがポンプの機能がなくなるということになります。今まではここで補修、更新というようなことをやっておりましたが、こういう流れでいきますと経費がかかりますので、例えば、最初の段階でいきますと、Aとしておりますが、このときに必要な具材等を補修をしながら、何回もやりながら長寿命化をさせながら使っていくということでいきますと、A 段階での対策工事でインペラの部分とか主軸の補修を、あるいはパッキン等の更新をやると 500 万円ぐらいでできるものが、C の段階までいって一気に更新をするということになりますと 1 億 2,000 万円相当かかるというようなことで、刻みながら長寿命化を図っていくのが得策であるというようなことで考えております。

そういうことで、今回、維持系の事業をやっていくということでマニュアルを検討しております。資料の 5 ページ以降について説明させていただきます。5 ページについては、6 ページの背景、それから 7 ページから 9 ページの基準をひとまとめにして 1 枚にしておりますので、これについて説明をさせていただきます。

評価視点につきましては、位置付け、必要性・効果、実施環境ということで、定量評価の分をここに挙げております。評価項目につきましては、位置付けの中では、機能保全計画がどのような状態になっているか。それから、公共性として事業の公益性についてどういふような状況なのかということを見ていきたい。それから、必要性・効果につきましては、事業の効果、施設の現況。それから、実施環境につきましては、地元の状況がどうであるか、日常管理がどのように行われてきたのかというようなことを評価項目と考えて評価していきたいと思っております。

その中でまず位置付けでございますが、位置付けの評価指標について、機能保全計画の策定状況、それから施設の機能診断による施設全体の健全度評価を見ていくということにしております。保全計画が概ね計画どおりに策定されているということであれば 50 点を配点、されていないということであれば 0 点ということで考えております。

健全度評価につきましては、機能診断によって施設全体の健全度の評価ということで、S - 1 というのが構造的安定性に重大な影響を及ぼす変状が複数認められる状況。S - 2 につきましては、重大な影響を及ぼす変状が複数認められる状況。S - 2 につきましては、重大な影響を及ぼす変状が認められる。S - 3 については、顕著な変状が認められる。こういうような段階に分けまして、それぞれ 30 点から 0 点までの配点を考えております。それから、公共性につきましては、その施設が持つ防災効果について、あるのか、ないのかということで判断をすることとなっております。

必要性・効果の部分につきましては、まず、事業の効果でございますが、事業の効果につきましては、費用対効果が満たされているか、1.0 以上あるかということで、あるということであれば 50 点を配点します。

それから、施設の現況でございますが、施設の劣化状況、施設の影響度についてそれぞれ配点をしてやっていくということでございます。その中で施設の劣化状況につきましては、施設を造成しました後の経過年数が標準耐用年数を 10 年以上経過しているものが 30 点、標準耐用年数を経過しているものが 20 点、半分以上を経過しているものが 10 点と、半分を経過していないものについては 0 点というような配点を考えております。

それから、施設の影響度ということで、それぞれの施設が受益面積を持っておりますが、その受益面積の範囲がどの程度の広がりを持っているのかということで、500ha 以上については 20 点、200ha 以上 500ha 未満については 10 点、200ha 未満については 0 点ということで考えております。

それから、実施環境につきましては、地元の状況でございますが、事業を推進する条件についてどうかということで、これについては重大な判断の要素と考えておまして、事

業の実施について、関係市町の同意が得られて、また、受益者の大部分の同意が得られていると、もしくは土地改良区で総会とか総代会とか行いますが、その中で当該事業の実施について決議が得られているものについては50点、配点をいたしております。これに満たしていないものについては0点ということで考えております。

それから、管理の実施状況につきましては、管理の状況が毎年、定期的に点検・整備を実施しているもの、数年に1回程度実施しているものとか、あるいは実施していないという段階で50点から0点の配点をいたしております。

定量評価については、こういうことで考えております。

これにプラス、一番下の実施環境については、定量評価以外なので挙げておりませんが、6ページが一番下をお願いします。これにつきましては環境等について、環境との調和に配慮、生活環境対策、コスト縮減対策、これらについてそれぞれ当該事業の実施に当たって、例えば環境であれば動植物の保護、農地の保全、山間地の保全、水辺環境の保全について配慮すべき事項を書いていただくというようなことで状況の判断を特化していきたいと考えております。

以上です。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

何かご質問がございましたらお願いいたします。

川本委員 これは今までどうして考えられなかったんですか。

説明者 今までは、先ほど説明しましたように、その施設を長く使おうということやってきたわけですが、だんだん、施設を整備して造成の段階から維持をやっていくことにウエートが大きく変わってきておりますので、今までのようなやり方では十分な維持管理ができないということで、対応の考え方を今回から...

川本委員 その時期がこれから訪れるということですね。

荒牧委員長 今までは壊れたら直すという形でやってきました...

説明者 具合が悪くなって動かなくなったら直すということで高い出費をしながらやってきたということですね。先ほどポンプのところの説明しましたが、ポンプの羽根車を回す軸がありますが、軸のところに回りやすいようにボールベアリングをつけてやっておりますが、そういうボールベアリングの回りが悪くなったまま動かしているとボールベアリングが壊れて、軸も変形してしまうというようなことで影響が大きくなりますが、その手前でボールベアリングを変えて、そして正常な部分を長く使えるようにということ考えております。

齋藤委員 そういう機械というのは、メーカーさんでの耐用年数とかあるわけでしょう。その辺からの判断は出てこないんですか。

説明者 メーカーの、例えばポンプは30年ぐらい耐用年数はありますが、実際的に30年の間に途中途中、維持管理をしながら換えていくということもありますけど、もう少し我慢しながら、投資するよりも使っていこうというようなことであるものですから、メー

カーさんの耐用年数とか管理の仕方というのもありますけど、そういうのをきちっと守ってやっっていけばそれなりのことが期待できると思うんですけど、そういうことが今までが、どうしても長く使えるんだったら、もう少し長く使ってみようという無理な部分があったと。

齋藤委員 その辺を判断するのは、導入後は地元ですか。

説明者 土地改良施設につきましては、ダムとか大きいものは造成したら管理をしていただくということにしておりますけど、ポンプ場とかにつきましては造成したら地元、あるいは市町に譲与して管理してもらおうと。

齋藤委員 このシステムができると今度は行政がするんですか。

説明者 資料 3 ページの機能保全対策工事で実施しますが、工事の部分で国費を使ったり、県のかさ上げとか、地元からの負担とか、そういったことで維持管理ための工事をやります。それに対する実施の判断ということになります。

齋藤委員 年に1回ぐらいのメンテナンスというのは地元がするんですか。

説明者 はい、そうです。

齋藤委員 そして、このシステムで評価を上げてくるんですか。

説明者 通常、年間、定期点検をしている中では、それは地元でやっていただきます。ただ、具合が悪くなって換えたほうがいいのか、事前に影響が大きくなる前に換えたほうがいいのかというようなときにこの事業を実施して取り換えるとか、それから補修をするとか、そういうものについてこの事業を使っていくということでございます。通常の管理は地元でやっていただくと。

長委員 先ほどの質問というのは、採点されようとしていることは非常にいいことだと思います。なぜもっと早くからそういうことをされなかったんですかという意味だと思いますが、私流に解釈させていただきますと、要は、水利施設の整備について、ある程度、要するにつくらないといけないところがいっぱいあると、そちらがどうしても優先してきますよね。そういう事業についてはある程度、ほぼ整ってきている状況というふうになって、これからはある施設をきちっとメンテナンスして少ないコストで動かしていくという、水利施設の事業に関しては、そういうレベルにきているというふうに理解してよろしいでしょうか。

説明者 はい。

古賀委員 単純な質問ですが、いわゆる施設ができ上がった段階では地元任せのわけでしょう。そしたら地元がやるわけですね、例えば壊れたときには。県のほうからお金を出すということがあるんですか。

説明者 通常の維持管理の中で県のほうから出していくというのはありませんけど、補修事業をすると、維持系ではありますけど、そのための対策の工事を行う必要があるというときに国、県から応分の負担をすると。

古賀委員 施設のほうから県に、こういうことをやりたいので予算をつけてくれという

ふうと言ってきた場合の話ですか。

説明者 はい、そうです。土地改良事業と流れるには同じでございます、地元からこういう状況になっておって、この施設の長寿命化を図るためにこの事業をやりたいと、地元もこういうふうにとままっているからこの事業をやりたいので、その実施についてお願いしたいというときに、それをやるか、やらんかと。

牟田本部長 今までは排水機場をかんがい排水事業という事業でをつくったと。管理は市町にお願いする、あるいは土地改良区にお願いする。それが30年たつとポンプが部分的な補修ではいかんというときは、またかんがい排水事業を入れるんですよ。そして、全く新しくする。そうしないと部分的な補修にしても億というお金が要るので、どうしても市町や土地改良区ではできないと。だから、更新事業といいながら、同じ事業をもう一回するといったようなことで対応してきたわけです。それを一回つくったものを長く健全に延ばすために途中でこういう補修事業みたいなものをやるように一定の助成をしようという方向に少し変わりつつある。

古賀委員 全体としてコストを下げようということですね。

説明者 そして、長寿命化をさせていこうと。

古賀委員 いいことじゃないでしょうか。

荒牧委員長 ちなみに、頭首工であるとか用排水路とかポンプ場というのは、所有というのはあるんですか。

牟田本部長 土地改良事業でつくったものは、基本的に先ほど言いましたように土地改良区とか市町に財産権も全部譲渡します、管理と一緒に。ただ、県が所有権として保全しているのはダム、それからダムと一体的な幹線水路、この部分だけはまだ県が所有しています。極めて受益が大きいということもあって。それ以外は財産権を放棄しています。

荒牧委員長 民間が所有しているものに対して公共性が高いので補助を出すと、そういうイメージでいいですか。

牟田本部長 そうです。あるいは仕事そのものを大規模になったら代行して県がやると。

荒牧委員長 所有はそのままにして、そして、ある一定程度以上の公共性が認められる場合には補助を出す、その仕組みみたいなものをどうするかということ考えていくわけですね。

牟田本部長 そういう事業が国の補助事業としてできたと、一番大きな契機は。本当は県単でやるべきだという話はあったんでしょうけれども、お金がないものですから、半分でも国がお金を出してくれるという事業制度ができたものですから、それじゃ佐賀県もこの事業に取り組もうということできり始めたわけです。

愛野委員 スtockマネジメントというのは、大体こういう機械系とかそういうのに限られるんでしょうか。

小野副本部長 それは限定しておりません。例えば、別の呼び名がありますね、アセットマネジメントという言葉をよく聞かれるかと思うんですが、道路事業だとか、要するに

佐賀弁で言うたら地べたについたものあたりの管理も含めて、いわゆるこういうふう以最
少経費で最大に長く使うぞみたいな感じの...

愛野委員 完全にやりかえる前にと。

小野副本部長 前にとということ。

牟田本部長 今、コンクリートの橋梁が途中で補強して長く使おうということをや
り始めましたですね。

齋藤委員 それに関してですけど、ずっと前から思っていました、公園に遊具施設が
あるじゃないですか。あれが劣化して事故につながったりいろんな問題になっていま
すよね。事故があったらそれは外されたりして、なんか主客転倒しているような感
じがするんですね。だから、こういうシステムが、公園Gメンかしりませんが、定
期的に遊具施設とか緑地帯なんかの点検があったら子供たちの事故とかなくなるん
じゃないかと思うんです。私は前から思っていたんですが、これは委託でもいいと思
うんですよ。

牟田本部長 公園の遊具は極めて丁寧に毎日点検しています。

齋藤委員 うちの裏の公園なんか、うっかんげたですよ。

牟田本部長 県が管理している公園は。集落でつくられている公園みたいなもの
がありますね、そういうところは確におっしゃるとおり、あんまり点検なんかしな
いんですね。少なくとも県とか市町が管理している公園は、今は極めて用心深く
点検をしています。ただ、子供さんは我々が考えない利用をしますから、それ
があるのです。

齋藤委員 それはあります。ただ、子供のせいとは言われんでしょうが、何か
起きたときは、やっぱりつくったほうのせいになるから。わかりました。

荒牧委員長 ほかにありませんか。

1つだけ質問です。今、水利施設についてそういう制度ができたので、こうい
うものがありますけど、維持系で長期的なものは、先ほど、本部長さんは橋梁
について長期計画、アセットマネジメントの計画ができた。ほかのものはどう
ですか。

牟田本部長 今からつくらなければいけないものも大分あります。

荒牧委員長 道路とか、下水道は皆さん、担当してないのか。しかし、市
町村が管理しているから、佐賀県さんも一定程度の補助的なものが必要にな
ってくるでしょう。そういうものの進捗具合というのはどうですか。

小野副本部長 これと違うんですが、漁港あたりだとか、防波堤であつたり、
船着場であつたり、物揚場であつたりとか、そういう漁港全体を点検して長
もちするようにすると、港湾あたりもございませぬ。

牟田本部長 最近、考えにやいかんなど思っているのは道路ののり面です。

荒牧委員長 落ち着いてくれるほうにいくのか、壊れる側にいくのかとい
うね。

牟田本部長 それがあちこちで起きているものですから。

荒牧委員長 1つだけ教えてください。今まで県の土木は、土木構造物の
寿命は何年と考えてつくってきたんですか、50年ぐらいですか、考
えんでつくってきたんですか。

牟田本部長 のり面のモルタル吹きつけは多分 50 年は無理だと思います。

荒牧委員長 普通の土木構造物、今言われたみたいな施設系とかコンクリート系はどれぐらいでつくってきたんですか。

牟田本部長 私は、50 年以上というふうに考えていますけど。機械系はせいぜい 20 年だと思います。

荒牧委員長 それは取り換えるということを経理原則としてやってきましたか。しかし、あんまり考えんでやってきましたでしょう。50 年、すぐ来たじゃないですか、ある意味で言う。つくり始めて 50 年の構造物は山ほどあるでしょう。今、あれを直せと言われると、多分無理ですよ。

牟田本部長 コンクリートの素材そのものは 50 年たってもまだ大丈夫です。北山ダムが 53 年ですか。あれ、コンクリートを点検しましたが、まだびんびんなんですよ、打ってもはね返るということで。コンクリート構造物については、多分 80 年ぐらいいけるんじゃないかなと、素材としての強度は。

荒牧委員長 しかし、ダムが 80 年といったら、北山ダムはすぐきますよ。

牟田本部長 だから、ダム本体は大丈夫だと。

荒牧委員長 それ以外の施設ですか。

説明者 それについているゲートとか、管理するための施設とか、そういうのは 20 年、30 年...

荒牧委員長 我々あんまり考えんできたんですかね。例えば、JR の鹿児島本線の鉄橋なんて、もう 100 年近く使ってますよね。

牟田本部長 鉄は割とメンテナンスがしやすいんです。1 本 1 本取り換えられるから。コンクリート系は、けたを 1 本取り換えるというのは全部...

荒牧委員長 床盤を打ち換えている太宰府と筑紫野の入り口のところは、あれでめちゃくちゃ渋滞しているというでしょう。ああいうことを僕らは今からやらなきゃいけないわけですね。

牟田本部長 ニューヨークの橋が 100 年ぐらいたつそうです。あそこはメタルがほとんどだと。だから、上を通しながら、1 本 1 本換えていけるから大丈夫だと。日本は、特に佐賀県はコンクリートの橋を今までよけいつくってきたんですよ。これからそれを架けかえるときにどうだろうかということをやっと心配しております。コンクリートはもつんですけど、問題は中の PC がどれぐらいもてるんだという心配があります。

荒牧委員長 50 年なんていうのはあつという間だもんね。実際、先ほど言われたように橋梁の長期計画は、佐賀県が約 600 橋でしたかね。600 橋をどうやってメンテナンスするという企画をつくって 10 年間ぐらいで、とにかくやばいものを一気に直してしまえということで結構集中化しているはずですよ。そういう計画を早く県民の皆さんに伝えないと、自分たちが使っている土木構造物がもたないかもしれないんだよということの状況を知っておいてもらわないと、この間みたいに、JR 九州の橋梁にひびが入っていたから 4 時間

か 5 時間とめたと言っていましたね。そういう事態が今から頻繁に起こる可能性があるというところでもできるだけ早い機会にアナウンスしていただくように。

このことは先ほど古賀先生も言われたみたいに非常によいことで、なかなか難しいんだらうとは思いますが、努力をされることについては非常にいいことだと思いますのでぜひ進めていただいて、こういう視点でどんどん直していただければいいかなという気がします。どうもありがとうございました。

それでは、最後のテーマになると思いますが、公共事業新規評価の見直しについて事務局のほうからご説明をお願いいたします。

副島副本部長 私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

見直しについて 3 点、本日ご議論をお願いしたいと考えております。

1 つは、先ほど言いました 1 次評価のやり方について見直しをさせていただけないか。2 つ目が評価軸について 1 つ新しい考え方を導入させていただけないかということがございます。3 つ目は事務的処理の話でございますが、事務的処理について県の考え方に対してご意見をいただけないかということで考えております。この 3 点につきましてまとめてご説明申し上げまして、それからご意見をいただきたいと思いますと考えております。

1 つ目でございます。昨年度、1 次評価なるものは個別に簡易評価表をつくりまして「」と「」であらわして評価しておりました。本日、1 次評価について「」と「」でご説明したところでございますが、こうなりますと新規事業評価自身に評価軸が 2 つできるようになります。この評価自身につきましては、当委員会できちとしたマニュアルをつくっていただいているということもございますので、この 2 つの軸を当委員会で作っていただいているマニュアルを使いまして最初からやっていきたいと。ただ、どの項目が C 評価であって事業に着手できませんというような形の公表については、簡素化したもので公表させていただけないか。いわゆる様式的にはきょうお配りした「 」表みたいな形の評価表になるわけでございますが、「」ではなくて「 C」という評価をこの項目でいたしましたということをきっちり説明することで説明責任を果たしたいのが 1 つと、この委員会で作っていただいたマニュアルをきちっと運用する、最初の取りかかりから運用するということの 2 点でそういうふうにさせていただきたいというのが、この 1 次評価の見直しという部分でございます。

2 つ目でございます。2 つ目が、現在、評価の項目が 3 つございます。1 つは位置付け、その次が必要性・効果、その次が実施環境、いわゆる地元の環境であったり、いろんな事業をやる上での体制であったりするわけでございますが、その中の位置付けにつきまして、新規事業を取り込んだときの目的でございますが、財政的にも厳しくなりつつあって公共事業が絞り込まれるようになっております。そういう意味で位置付けのところは事業ごとの位置付けで整理されていたものに対して、横軸的、横串を刺したような要素を少し入れたいと考えております。これまでは道路事業は道路の中でプライオリティーをつける、川であれば川の中でプライオリティーをつける、農地であれば農地の中でプライオリティー

をつけるというふうにしておりましたが、基本的にはそのスタンスは残しつつも、横串で一つ刺すような、事業の枠を超えた評価項目を入れることはできないかということで検討をしております。

つまり、今までは事業ごとにそれぞれ評価していたわけですが、これはもちろん残しながら、要するに、行政としての基本的な政策というのがございますので、これらを事業の横軸に統一して入れるということで横断的な視点を持ってそれぞれの事業を評価できないかということで検討しております。最終的にどんな形で入れたほうがいいのかという議論が十分できておりません。本日、こういうご提案を申し上げて、この委員会での意見を踏まえた上でこれをつくり上げたいと考えております。きょう、ご意見をいただいた上で、次回の委員会のおきにお時間を幾分かいただいた上で、これはこういう形で反映させましたということでのご報告をさせていただきたいということで考えております。

続きまして、事業評価のあり方でございます。

1つは、新規箇所評価は現地機関から上がりました評価調書をつくって、先ほどご説明申し上げたような形で、最終的には予算編成に向かって、予算成立後、公表ということになっております。このシステムを固定化いたしますと、どうしても現場で起きている緊急かつ柔軟性のある対応がなかなかとりづらいいということがだんだんわかってまいりました。そのために評価を行う、いわゆる公平性を保つという部分は担保しながら、また、県民に対する説明責任は果たすと、いわゆる公表をして、きちっとこういう事業をやりますという説明責任を果たすというところを残しながら、今回、現行の部分に現地機関、いわゆる現場に一番近い所属で評価をいたしまして、緊急のものについては実施をします。ただし、その実施したものについては後ほど県庁のほうにご報告いただいて、これを実施いたしました、評価的にはこういうことでございましたという公表をさせていただく。

つまりここで評価いたしましたものが現地に行きまして、現地の対応状況いかによって現場でいろんな事態が発生したものに對しまして、ここで少しハンドリングを持たせたということが今回の手続の変更点ということで、これにつきましてもご議論をお願いしたいと考えております。

以上、3点が本日ご議論をお願いしたいと考えているものでございます。

荒牧委員長 それでは、一番最初のものとして、1次評価の「×」方式から、ここで2次評価と呼んでいましたけど、本評価でやった方式をそのまま使ってやるということかどうかということについて、実は前回、簡易評価でなくていけるんじゃないかということが出ていましたね。昨年度それでやりましたから、今年度、次の新しいものからということで検討していただいた結果、最初から本評価のものを使いましょうということです。いかがですか。これは委員会の意見を酌まれたというふうに理解すれば合意できるということだと思いますが。

1つだけ教えてください。これがだめな理由として、B/Cの評価が非常にコストがかかってそれを全部やるのは無理なので、基本的に言うと、B/Cの正確な値は、本当にここ

で予算をつけるといったときにしかできないんだというふうに説明を受けました。「×」式、簡易式を採用した理由の一番大きかったのは、私の理解は、いわゆるB/Cのコストの部分とベネフィットの部分の評価をやるのに相当コストがかかるということだったので、それ以外のところだと担当者の人たち、あるいは現地機関が熟練しているから大体これぐらいだということのできるんですが、そこはどうやって克服されますか。

牟田本部長 1次評価のB/Cを本評価レベルでやるかと言われると、そこはもう経験値で...

荒牧委員長 Cのほうは皆さんたちはプロだから、平米当たりこれぐらいかかるとか大体おわかりになっているから。ベネフィットのほうどうやって簡易評価するかについては、何かお持ちですか。

牟田本部長 そこは経験値で。

荒牧委員長 だから、それを公表すると。それは逃げないということでもいいですか。本評価の方式を使うとB/Cが結構大きなファクターを占めると思いますね。

牟田本部長 1次評価で1.2とおったものが本評価では1.1になるかもしれない。だから、そこはご容赦いただきたい。

荒牧委員長 本評価のときに1.0を超えなかったら基本的にやれないわけだから、そこは本評価で最終的な水戸黄門の印籠みたいなものだからそれを使うとして、1次評価では経験値に従ってやると、簡易なB/Cの評価でやるということによろしいですか。そこが一番ポイントになるというふうに思って。

副島副本部長 0.9と1.0のB/Cを経験値で見るとというのは非常に厳しいものがあります。多分、B/Cという形ではなくて、この事業を実施しても効果がないものと判断しておりますということを行政側がきちっと責任を持って言うということで、そこのお金はかけずにですね...

荒牧委員長 本当にベネフィットをはじき出そうとすると結構厄介ですよ。

副島副本部長 例えば、本当にこの事業をやっても効果がないというのが経験上わかっているながら、そこにコストをかけるということは、逆に県民の方たちに理解を得られないので。

荒牧委員長 だから、先ほど言ったように、10件ぐらいあって1件しか採択されない、本審査にもいかないというような状況が今から続きそうだから、そこでお金をかけるのはあれだから、そういう簡易なやり方も採用しながら、B/Cからは逃げないと。そこはちゃんとやるということでもいいですね。一番ネックになっていた部分がそこだと私は理解していますので、それは先ほどのようなやり方でもって大丈夫だよということで、やるということで理解いたします。

それでは、2番目のテーマで横串を刺す方法ですね。これはどうでしょうか、皆さん。ご質問、ご意見ありますか。

長委員 道路事業とかそれぞれの事業に関して事前に政策的にウエートをかけるという

ことですか。

荒牧委員長 本部長が、森林整備にここはプラスアルファでよけいつけようと思っているんだけどというのがあらかじめ公表されるということですよ、はっきり言うと。さっきみたいな後で文章を書くんじゃなくて、あらかじめ、この表の中に入れ込む。

牟田本部長 非常に辛い作業になると思います。

荒牧委員長 しかし、それは本部長しかできないでしょうから、本部長の仕事として、どの部分に自分たちは重点を置くかというのは。

牟田本部長 どっかにしろ、その事業を横断的に優劣をつけるとか評価をするというのは、今後避けて通れない。

齋藤委員 そのときの判断基準というのは何かということですね。

牟田本部長 それを今苦労しているので、もうしばらく時間をいただきたいと。ただ、こういう評価の方法を加えていきたいと、きょうはそれについてご了解をいただきたいと。具体的な、こういう項目で、こういう評価をして、河川事業、道路事業、農地事業が同じ「AAA」できたときにどれを優先してするんだということの考え方を明らかにしたいと。だれが見ても、私が好き嫌いで選ぶんじゃなくて。

荒牧委員長 僕が絶対今から導入してほしいのは、例えば、本部長がサインをすると、私が責任を持ってこういうふうに決めたというような判断もあり得ると僕は思っているわけです。それを今まで匿名制というか、お役所というのは絶対に、建築士さんは明らかにサインをしますよね、だれだれが設計をしたとか、そういう記名制というのがあるんだけど、土木は匿名制ですね、すべて。だけど、本部長クラスになると記名制で、こういうふうな割り振りを考えたという選択肢もあり得るという気が...

牟田本部長 それをすると本部長になり手が無い。

荒牧委員長 それでも耐えてやらないと、県庁は人材不足と言われますから。

牟田本部長 こういう視点で評価した結果、この事業をこれぐらいの割合でというのは透明化していかざるを得ない。その仕組みを今後...

荒牧委員長 仕組みと言わんで、さっきみたいにやる方法もある。サインして、「俺が言ったんだ」と。ただし、後で10年後にそれが批判されることもあるというのは、責任を持つというのは...

長委員 それは、例えば佐賀県の社会資本の整備をこれからどうしていくかということがありますね。僕はコンパクトシティがいいとは思わないけれども、例えば、コンパクトシティという考え方を打ち出していくとか、そうすると、おのずとそれに合うようにするとウエートのかけ方が変わってきますね。そういう意味での大枠をつくりたいということですね。

牟田本部長 お父さんとお母さんとどっちが大切ですかと私に聞かれているようですよ。お父さんも大事だけど、お母さんも大事にせにゃいかんよと。

古賀委員 この委員会の成り立ちの最後に行くところは、もともと予算が少ないから、

その予算をどう使うか、有効に使いたいということなのでしょう。ですから、今だったら道路事業は道路事業で順番をつけるけど、河川と道路とどう区別するか。そのときにちゃんとした説明ができるような基準をつくっておくべきだとおっしゃっているわけでしょう。それは当然じゃないでしょうか。

牟田本部長 難しい調整をさせてくださいと。

荒牧委員長 そうですよ。何でもかんでも公平ということにはならないし、そこにはやっぱりある意思がというのは賛成できますけどね。

牟田本部長 それは根本的に県の長期計画なり重点施策なり、県土づくり本部の基本政策なりに沿ったものを優先しますということにならざるを得ない。

川本委員 昔はそれで進んでいたわけでしょう、大昔というか、以前はこういう評価委員会もなくて。だから、その辺が少し枠をやわらかくすることにもつながりますか。

牟田本部長 昔は土木部長さんが1人おって、これとこれをという時代があったかもわかりませんね。ただ、その判断が間違いだったかと言われれば、合っていたかもわからない。

川本委員 その辺がとても難しいところですね。

牟田本部長 こういうふうに評価の仕方をきちんとマニュアル化して、点数化して積み上げていくと、このマニュアルがまだ完璧なものだとは私は思っていないので、やっぱり私たちの意図とは違うところが優先順位が高くなったり、私の意図は何かと言われるとちょっと難しいんですけども、総合評価みたいなものが最終段階として要るだろうと、本部としてですね。その仕組みを考えてみたい。

荒牧委員長 要りますね。次回、また見せてもらえるわけですか。基本的な方向性については、今のところ、異存はないということで、むしろ積極的に進めてくださいと。先ほど言われたように、公平性、透明性を保ちながら優先順位みたいなものを横串で刺すと。理解いたしました。

3番目、緊急事態になったときの問題ですが、これはどうなりますかね。防災のときとかが起こるといっていいのでしょうか。

牟田本部長 モルタルが落ちましたね。あれ、災害復旧に乗らないんですよ。だから、今の評価要領では災害復旧は除くとなっていてまして、通常の維持系の事業で対応するんですけども、新規事業評価をかけてからとなると間に合わないの、事務所の所長が...

荒牧委員長 一種の補正予算事業みたいなものじゃないですか。

牟田本部長 既存の予算を流用してやるということなので。

荒牧委員長 それはいいんじゃないですか。だって、行政がとまっちゃうからね。そこはやった後で報告をしてもらおう。

齋藤委員 緊急性のものについてはね。

荒牧委員長 特にここに書かれている道路防災対策とか道路橋梁保全という問題は、先ほど言ったように、JR九州でひび割れが見つかったといったらさっさと直さないと。そ

うしないと、交通が 4 時間も止まっているという状況を見ているということはありませんから、それを最終的にはこの評価のところで緊急性のところをどういうふうに入れていくかということがあればいいんじゃないですか。ぜひそうしてください。

副島副本部長 実は、予算システム的には既にこういう形になっているんですね。

荒牧委員長 だから、いいと思いますよ。そこまでかちかちにしないで。

副島副本部長 予算システムに合わせた形にぜひさせていただきたいと思います。

荒牧委員長 わかりました。それは特に異存はないと思いますが、よろしいでしょうか。

それじゃ、それでよいと思います。

見直しについて 1 つ宿題が残っていますが、次回、新規事業の横串を刺す話のところについて。

それから、先ほど言ったように、一番最初の問題は本評価というか、評価の仕組みをそのまま使って、そして、A、B、C で発表すると。そのことで了解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局で用意されたのは、それだけでよろしいですか、議題としては。ほかに何か。

副島副本部長 資料 5 - 2 についてですが、先ほどの説明があった内容を実施要綱の変更ということで修正前と修正後を表記したものでございます。

荒牧委員長 これが緊急のときのものですね。ここを赤に直せば、先ほどのような説明のようなことで対応できるということによろしいですね。

副島副本部長 はい。

荒牧委員長 よろしいですかね。特に異存はないと思いますので、要綱、赤のところ、緊急のところについての現状に合わせた形で新規評価実施要綱を手直しをするということで行きたいと思います。どうもありがとうございました。

これできょうの基本的な議題は終わったと思います。先ほど本部長が言われたみたいに、予算が非常に厳しくなってきたときに、県が一体どこに重点を置いてやるかというポイントが 1 つ。それから、整備系と言われる新設の部分から維持系と呼ばれているメンテナンスの部分に入ってきているので、この評価の仕方というか、新規箇所づけの評価をどうするかというようなことも話題になってくると思います。特に、維持系のほうに少し重点が移ってきますので、その部分について先ほどのような修正を少しずつ加えながら妥当なというか、こういう方法でいいよねというものを探していくことになると思いますので、まだ成長を続けていかないといけないという状況のようですのでご協力をお願いいたします。

また、先ほどあったように、いろんなものの長寿命化計画が確定されたら、また教えていただければ、どういうものについてそういう維持系が出てくるかということがわかってきますので、それを進めていただいて、ぜひここにも教えていただければ助かります。

それでは、委員の方から何かありましたら。よろしいでしょうか。 それでは、事務局のほうにお返しいたします。

事務局 事務局から 1 つだけ。今度の日程ですが、再評価の現地調査が、ファックス等

で案内をさせてもらっていたと思いますが、11月24日、水曜日に予定をしております。後日、正式案内をさせていただきます。

もう一つ、第2回目のこの委員会の予定を12月の議会後、20日前後になるかと思いますが、ファクス等で連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

副島副本部長 連絡事項は以上でございます。

いろいろご意見をいただきまして、事務局としてしっかり受けとめていきたいということでございます。

これをもちまして、平成22年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会を閉じさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(閉 会)